

令和3年11月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年11月25日

| 決  |    |    | 裁 |    |
|----|----|----|---|----|
| 会長 | 局長 | 係長 | 係 | 担当 |
|    |    |    |   |    |

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年11月25日(木)午後1時30分から午後2時11分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

|    |     |       |      |     |        |
|----|-----|-------|------|-----|--------|
| 会長 | 1番  | 松村 孝市 | 会長代理 | 2番  | 榎本 太   |
| 委員 | 3番  | 本間 浩  | 委員   | 4番  | 南波 雅子  |
| 委員 | 5番  | 澁谷 和幸 | 委員   | 6番  | 柳澤 兵庫  |
| 委員 | 7番  | 田村 信秀 | 委員   | 8番  | 西奈美 公平 |
| 委員 | 9番  | 藤村 信広 | 委員   | 10番 | 忠 貞夫   |
| 委員 | 11番 | 川上 勝之 | 委員   | 12番 | 今井 輝子  |
| 委員 | 13番 | 馬場 勝  | 委員   | 14番 | 安城 守英  |

農地利用最適化推進委員(8人)

|    |    |     |      |    |    |     |        |
|----|----|-----|------|----|----|-----|--------|
| 委員 | 中条 | 15番 | 佐藤 隆 | 委員 | 中条 | 16番 | 高橋 一栄  |
| 委員 | 乙  | 17番 | 小泉 正 | 委員 | 乙  | 18番 | 石栗 博美  |
| 委員 | 築地 | 19番 | 小熊 威 | 委員 | 築地 | 20番 | 浮須 宗之  |
| 委員 | 黒川 | 21番 | 今井 明 | 委員 | 黒川 | 22番 | 片野 賀津雄 |

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>ただ今から、令和3年11月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番田村信秀委員、8番西奈美公平委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、10月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>10月28日、築地地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、本間委員、浮須委員に案件を審査していただきました。</p> <p>11月18日、11月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>11月22日、新潟県農業委員会大会が新潟市朱鷺メッセメインホールで開催され、会場には農業委員11名、オンラインに推進委員5名出席していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>  |
| 議長  | <p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>第1号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>   |
| 事務局 | <p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の1番から3番は、譲渡人からの要望による売買が1件、交換が2件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、宮川地内の畑について売買するもので、面積の合計は461㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番及び3番の案件は、譲渡人からの要望により、赤川地内の田について交換するもので、2番の面積の合計は1,634㎡、3番の面積の合計は1,850㎡をそれぞれ交換するものであります。</p> <p>第1号議案の1番から3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>第1号議案の1番から3番の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 7 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 3 番は、譲渡人からの要望による売買が 1 件、交換が 2 件の計 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長  | <p>ただ今、第 1 号議案の 1 番から 3 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 3 番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>   |
| 議長  | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番から 3 番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 1 号議案の 4 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>  |
| 議長  | <p>それでは、事務局説明願います。</p>   |
| 事務局 | <p>第 1 号議案の 4 番をご説明いたします。</p> <p>第 1 号議案の 4 番は、譲渡人からの要望による贈与が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、譲渡人からの要望により、宮川地内の畑について贈与するもので、面積は 249 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>第 1 号議案の 4 番は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>                                |
| 議長  | <p>第 1 号議案の 4 番の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 7 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 1 号議案の 4 番は、譲渡人からの要望による贈与が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>  |
| 議長  | <p>ただ今、第 1 号議案の 4 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 4 番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>   |
| 議長  | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>   |
| 議長  | <p>第 1 号議案の 4 番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>  |
| 事務局 | <p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>第 2 号議案は、畜舎敷地のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、船戸地内の休耕畑において畜舎敷地のための転用で、申請者の父が昭和 48 年から平成 11 年まで、個人名義で 5 棟の牛舎を建築しておりました。現在の所有者は 3 年前に相続を受けましたが、今回許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 1,264 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | 第 2 号議案の事前審査結果について、7 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。   |
| 7 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、畜舎敷地のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>   |
| 議長  | <p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>   |
| 議長  | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>   |
| 議長  | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>  |
| 事務局 | <p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、駐車場及び車庫兼物置建築のための転用が 1 件、資材置場用地のための転用が 1 件の、計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 246 m<sup>2</sup>、建築面積は 68.73 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の休耕畑において、駐車場及び車庫兼物置建築のための事業計画変更であります。当初計画者が昭和 48 年に住宅建築の目的で転用申請しましたが、他市に住宅を建築したことで申請地はそのままとなっております。その後承継者が駐車場等の用地として購入することとなったため、事業計画変更が必要となるものであります。申請面積は 231 m<sup>2</sup>、建築等の所要面積は 189.3 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、高畑地内の休耕畑において資材置場用地のための転用で、譲受人が代</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>表を務める会社に隣接し、リサイクル砕石を保管するための用地として会社に貸し付けるもので、申請面積は3,011㎡、3年間の賃借権を設定するもので、申請面積が3,000㎡を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となります。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>第3号議案の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>  |
| 7番  | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、住宅建築のための転用が1件、駐車場及び車庫兼物置建築のための転用が1件、資材置場用地のための転用が1件の、計3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>                      |
| 議長  | <p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>  |
| 13番 | <p>確認なんですけど、3番のこれは売買ですか、借地ですか。</p>   |
| 事務局 | <p>売買でございます、申し訳ございません。売買をしてそれを会社に貸すという内容でございます。説明不足で申し訳ありません。</p>  |
| 13番 | <p>売買して貸すということですね。</p>   |
| 事務局 | <p>あと、売買価格について説明しておりませんでした。土地の代金としましては〇〇円でございます。</p>   |
| 議長  | <p>説明不足でした。貸付額は。</p>   |
| 事務局 | <p>会社に貸し付ける額は月〇〇円でございます。</p>   |
| 議長  | <p>他に質問はございませんか。</p>   |
| 11番 | <p>今の案件なんですけども、会社に貸し付けるというのは別に転用しているから、畑ではないからうちは関係ないのか。</p>   |
| 事務局 | <p>転用で一度この方に売却しておりますので。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。<br/>これより採決をいたします。<br/>第 3 号議案の 1 番と 2 番については県農業会議に諮問せずに許可し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>  |
| 議長  | <p>賛成多数と認めます。<br/>よって、第 3 号議案の 1 番と 2 番については県農業会議に諮問せずに許可し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。<br/>次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。<br/>この第 4 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。<br/>事務局説明願います。</p>   |
| 事務局 | <p>第 4 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。<br/>議案書 4 ページをお願いします。第 4 号議案の所有権移転は 3 件であります。<br/>1 番の案件は、大出地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 951 m<sup>2</sup>、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。<br/>2 番及び 3 番の案件は、築地地内の畑について、いずれも譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。2 番の面積は 496 m<sup>2</sup>、売買価格は総額〇〇円、3 番の面積は 1,066 m<sup>2</sup>、売買価格は総額〇〇円、どちらも 10 a 当たり〇〇円であります。<br/>第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。<br/>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、9 番藤村信広あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>   |
| 9 番 | <p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。<br/>去る 10 月 20 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。売り手は、長年耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。また、売り手と買い手の田が現況 1 枚の田となっていることから、買い手が購入されることが理想的であります。なお、売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p>   |



|    |  |
|----|--|
|    | <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>  |
| 議長 | <p>続きまして、第4号議案の所有権移転の2番及び3番のあっせん審査結果について、3番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>  |
| 3番 | <p>第4号議案の所有権移転の2番及び3番についてご報告いたします。<br/>         去る10月28日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。<br/>         2番及び3番の売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。また、申請地の隣接地を耕作していることから、農地の集積・集約化につながるものであります。なお、売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。<br/>         以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>   |
| 7番 | <p>それでは、ご報告いたします。<br/>         第4号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。<br/>         以上で報告を終わります。</p>  |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>  |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。<br/>         これより採決をいたします。<br/>         第4号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>   |
| 議長 | <p>賛成多数と認めます。<br/>         よって、第4号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。<br/>         次に、第4号議案の利用権設定について審議いたします。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。<br/>事務局説明願います。</p> <p>第4号議案の利用権設定を、ご説明いたします。<br/>議案書5ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から24番は、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが8件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を再設定するものが10件の、計24件であります。</p> <p>1番から6番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円から23,000円であります。<br/>議案書6ページをお願いします。</p> <p>7番と8番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、16,000円から18,240円あります。</p> <p>9番から12番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は11,500円から23,000円、またはコシヒカリ60kgであります。<br/>議案書7ページをお願いします。</p> <p>13番と14番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円または3,000円あります。</p> <p>15番から18番は、労力不足により認定農業者等に5年間から9年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から30,000円あります。<br/>議案書8ページをお願いします。</p> <p>19番から24番は、労力不足により認定農業者等に5年間から7年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円、またはコシヒカリ30kgから90kg、またはJA仮渡金によるコシヒカリ60kg相当額であります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から24番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。<br/>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>第4号議案の利用権設定の1番から24番の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>  |
| 7番  | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から24番は、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが8件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を再設定するものが10件の、計24件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。<br/>以上で報告を終わります。</p>  |
| 議長  | <p>ただ今、第4号議案の1番から24番の利用権設定について、事務局及び事前審査委</p>  |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>  |
| <p>議長</p>  | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。<br/>これより採決をいたします。<br/>第4号議案の利用権設定の1番から24番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>  |
| <p>議長</p>  | <p>賛成多数と認めます。<br/>よって、第4号議案の利用権設定の1番から24番は、承認することに決定いたしました。<br/>次に、第4号議案の利用権設定の25番から27番について審議いたします。<br/>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>                               |
| <p>議長</p>  | <p>それでは、事務局説明願います。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>第4号議案の利用権設定の25番から27番をご説明いたします。<br/>議案書9ページをお願いします。<br/>25番から27番は、賃借権を新規に設定するものが3件であります。<br/>25番から27番は、労力不足により認定農業者に3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ90kgであります。<br/>第4号議案の利用権設定の25番から27番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。<br/>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p>  | <p>第4号議案の利用権設定の25番から27番の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>  |
| <p>7番</p>  | <p>それでは、ご報告いたします。<br/>第4号議案の利用権設定の25番から27番は、賃借権を新規に設定するものが3件であります。<br/>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。<br/>以上で報告を終わります。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>ただ今、第4号議案の利用権設定の25番から27番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。<br/>これより採決をいたします。<br/>第4号議案の利用権設定の25番から27番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>   |
| 議長  | <p>賛成多数と認めます。<br/>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>   |
| 議長  | <p>第4号議案の利用権設定の25番から27番については、承認することに決定いたしました。<br/>次に、第5号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。<br/>事務局説明願います。</p>  |
| 事務局 | <p>第5号議案をご説明いたします。<br/>議案書10ページをお願いします。<br/>第5号議案は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された農地であります。<br/>1番から3番は関沢地内の田3筆、4番と5番は羽黒地内の田及び畑の2筆、6番は古館地内の田1筆、7番は宮瀬地内の田2筆、8番は下館地内の田1筆、9番は坪穴地内の田1筆であります。<br/>議案書11ページをお願いします。<br/>10番は宮久地内の田1筆、11番は須巻地内の田及び畑11筆であります。<br/>いずれの案件も現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられます。<br/>第5号議案は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。<br/>12ページ及び13ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。<br/>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>第5号議案の事前審査結果について、7番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 7 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 5 号議案について、詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件はいずれも原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長  | <p>ただ今、第 5 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>  |
| 議長  | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 5 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>         |
| 議長  | <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 5 号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 3 年 11 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>                                |

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年11月25日

議 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_